

登校許可書（東京学館高等学校）

年 組 生徒氏名

証明日：平成 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

平成 年 月 日から療養開始

平成 年 月 日から登校可能

* 登校後の注意事項（ ）

医療機関名

医師名 (印)

該当疾患に○	疾患名	登校許可の基準 *以下の基準に基づき主治医が判断する
	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。 (3日間解熱した翌日から登校可)
	百日咳	特有のせきが消失するまで。または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	} ・医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	
	腸チフス	
	パラチフス	
	細菌性赤痢	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（ ） 出席停止措置が必要な疾患ではありません。学校長・養護教諭に相談してください。	

その他の感染症とは 出席停止の措置は必要ないと考えられる疾病です

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症

第三種その他の感染症(※)については、出席停止の疾病ではない。

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる感染症です。
「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。

◇出席停止の処置は必要ない疾病 アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)、帯状疱疹、RSウイルス症候群、伝染性単核球(EB)、伝染性紅斑 など